

2023年度 事業報告

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

2023年度は次の事業を実施した。

① 研究発表会、講演会の開催(定款第5条第1号)

- ・第64回総会
2023年7月1日(土) パシフィコ横浜 会議センター
- ・第64回日本心身医学会学術講演会
2023年7月1日(土)～2日(日) パシフィコ横浜 会議センター
会長 端詰 勝敬 (東邦大学医学部心身医学講座)
テーマ 心身相関を振り返り、開拓する (対面開催)
- ・第9回心身医学合同セミナー
2024年3月2日(土)～3日(日) 現地開催 参加者34名
会場 東京大学医学部教育研究棟13階 第6セミナー
- ・第10回神経性過食症に対する認知行動療法(CBT-E)研修会
日時:2023年4月2日(日) 9:30～17:30 場所:WEB 開催
(日本心身医学会、日本心療内科学会、日本摂食障害学会合同ワーキンググループ)

② 学会誌、学術図書の刊行(定款第5条第2号)

- ・学会誌「心身医学」を下記のとおり発行した。

発行年月日	巻	号	発行部数
2023年 5月1日	63	3	3,000部
〃 7月1日	63	4	3,000部
〃 9月1日	63	5	3,000部
〃 11月1日	63	6	3,000部
2024年 1月1日	64	1	3,000部
〃 3月1日	64	2	3,000部

- ・英文誌「Bio Psycho Social Medicine」を発行した。
(2023年1月～12月の掲載状況:論文40編)

③ 研究及び調査の実施(定款第5条第3号)

- ・専門医制度委員会を中心に、専門医制度の体制を整える準備を行った。
- ・心身医学の専門施設による共同研究を行った。
- ・医療対策・保険委員会で、診療報酬改定提案に向けた研究、調査を行い、令和6年度診療報酬改定提案書を提出、改定結果調査に回答した。

④ 研究の奨励及び研究業績の表彰(定款第5条第4号)

- ・第21回池見賞(1名)及び第37回石川記念賞(1名)を表彰した。

⑤ 認定に関する事業(定款第5条第5号)

- ・専門医試験及び認定更新審査

- 1) 第7回日本心身医学会・日本心療内科学会合同心療内科専門医認定審査
(申込者30名、受験者26名、合格者22名)
日時：2023年12月18日(日) 実施/会場：東京大学医学部教育棟セミナー室
認定期間：2023年2月1日～2028年1月31日
- 2) 第16回心身医療専門医認定審査
(申込者1名、受験者1名、合格者1名)
日時：2023年12月18日(日) 実施/会場：東京大学医学部教育棟セミナー室
認定期間：2023年2月1日～2028年1月31日
- 3) 第14回専門医認定更新及び第27回認定医認定更新審査
第14回専門医認定更新審査 対象者84名(承認67名、更新保留14名)
第27回認定医認定更新審査 対象者5名(承認3名、更新保留2名)
認定期間：2023年8月1日～2028年7月31日

・認定医療心理士 講習会・試験及び認定更新審査

- 1) 認定医療心理士講習会
 - ・学術総会内でワークショップとして実施
 - ・2023年12月23日(土) 16:00～2時間程度 Zoomによるオンライン形式開催
- 2) 第20回認定医療心理士試験
2024年2月17日(土) 試験 申込者2名 合格者2名
認定期間：2024年4月1日～2029年3月31日までの5年間
- 3) 第14回認定医療心理士更新審査
対象者7名(合格者3名 更新保留4名)
認定期間：2024年4月1日～2029年3月31日までの5年間

⑥ 関連学術団体との連絡及び協力(定款第5条第6号)

- ・日本医学会の分科会として活動し、定例評議員会へ出席した。
- ・日本医学会連合の加盟学会として活動し、定時社員総会に出席した。
- ・日本学術協力財団に学術団体会員として協力した。
- ・内科系学会社会保険連合の加盟学会として活動し、運営委員会へ出席した。
- ・日本心理医療諸学会連合の加盟学会として活動した。
第35回大会は2023年11月26日(日) 8時50分から17時までWeb開催された。
- ・日本医療安全調査機構の社員である日本医学会の分科会として医療安全活動を行った。

⑦ 国際的な研究協力の推進(定款第5条第7号)

- ・第20回アジア心身医学会は、2025年8月末～9月初めに南京で開催される予定である。
- ・第27回国際心身医学会世界会議(the 27th World Congress of the International Congress of Psychosomatic Medicine)は、2024年9月19日～21日ドイツチュービンゲンにて開催予定である。

【附属明細書】

2023年度事業報告には、事業報告の内容を補足する重要な事項は特にないので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は作成しない。